

令和8・9年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請） 【令和8年度随時申請】に関する留意事項

大館市契約検査課

令和8・9年度大館市入札参加資格審査申請（業者登録申請）【令和8年度随時申請】に当たっては、次の事項に十分ご留意くださいようお願いいたします。

業者登録申請全般に関する留意事項

- (1) **随時申請の対象は、市内業者（大館市内に営業所を有する法人又は個人）に限ります。**

業務種別により、「市内業者」の範囲が異なります。

業務種別	市内業者の範囲
建設工事	大館市内に主たる営業所を有するかた
測量及び建設コンサルタント等業務	
物品調達	大館市内に主たる営業所又は従たる営業所を有するかた
役務提供	

- (2) 申請書類は**大館市指定の様式を使用**してください。ただし、「大館市入札参加資格審査申請書」は、国や他の自治体の様式でも可としますが、宛名（大館市長宛）等の修正が必要です。また、大館市の様式に記載されている必要項目を満たしていないければ、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 様式類は契約検査課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、契約検査課窓口でも配布しています。
- (4) 登録申請に当たっては、4つの業務種別（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達、役務提供）のうち、登録を希望する業務や各業務の登録項目について、もれなく申請手続をしてくださいようお願いします。

《注意》

次のような場合は、「有資格業者登録名簿」に登録されませんのでご注意ください。

- 提出様式の「大館市入札参加資格審査申請書」の希望する業務種別に「」印を記入し忘れた場合
- 登録を希望する業種が複数ある場合で、そのうちの一部の業種について登録申請手続を忘れた場合（手続を忘れた一部の業務については登録されません。）
- 登録を希望する業務種別について「業態調書」の登録項目欄に「」印

を記入し忘れた場合（「○」印の記入がない項目については登録されません。）

- ・ 登録申請時の不足書類等を指定期日までに提出しなかった場合

(5) 登録申請については、大館市入札参加資格審査申請の手引等をよく読み、内容を確認してください。

不明な点がありましたら、契約検査課までお問い合わせください。

「建設工事」の登録に関する留意事項

手引 P. 3

1 各工種の登録要件について

- (1) **経営事項審査の総合評定値が500未満（舗装工事の場合は600未満）の工種については、登録できません。**
- (2) **経営事項審査の総合評定値通知書において、2年平均又は3年平均の完成工事高が「0（無）」である工種については、登録できません。**
- (3) 舗装工事への登録について、1級又は2級舗装施工管理技術者が1人以上在籍していることを要件としています。

2 「建設工事」に登録されるかたは「役務提供」の小規模修繕等には登録できません（小規模修繕等は、建設工事業者として登録できないかたのための登録項目です）。

3 発注者別評価について

市内業者として「建設工事」に業者登録申請するかたは、「**発注者別評価申告書**」を必ず提出してください。詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。

※ 発注者別評価とは、市発注工事工種別成績評定点や地域貢献活動の状況、社会的要請への対応状況を審査・評価する制度です。発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。

※ 評価の結果については、契約検査課ホームページで公表する予定です。

「測量及び建設コンサルタント等業務」の登録に関する留意事項

手引 P. 12

各登録項目の登録要件は、次のとおりとします。

測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第55条に基づく測量業者登録を受けていること。
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録を受けていること。
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士事務所登録を受けていること。
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に基づく登録を受けていること。

補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)に基づく登録を受けていること。
-------------	--

「物品調達」の登録に関する留意事項

手引 P. 13~

132種類の登録項目がありますので、内容を十分確認のうえ登録してください。
登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。

「役務提供」の登録に関する留意事項

手引 P. 14~

「役務提供」の小規模修繕等に登録されるかたは「建設工事」には登録できません。

登録項目によっては許可証・登録証等の写しを提出していただく項目もありますので、ご確認ください。